

# 建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成27年10~12月分) 国土交通省

## 相談の受付件数

- 平成27年10~12月の受付件数は30件。
- ブロック別の内訳は北海道1件、東北1件、関東21件、北陸1件、中部2件、近畿3件、中国1件。

## 相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多く(25件(元請8件、下請13件、専門工事業者1件など))、技能労働者(1件)等からの相談があった。

## 主な相談内容その1

- 品確法の運用指針に関する相談は7件であった。その内訳は、歩切りの根絶等予定価格の適正な設定、適切な設計変更、適切な工期設定・施工時期等の平準化など。その他は、社会保険未加入対策(3件)、新労務単価関係(3件)、建設業法全般(11件)などに関する相談であり、具体的には次のとおり。(※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。)

## <品確法の運用指針に関する情報>

### 【予定価格の適正な設定について】

- ・ 地方公共団体、特に規模の小さな市町村の中には、新年度の工事発注の際に、2月に設計労務単価が改訂されたとしても、市町村議会(12月頃)における予算の承認は改訂前の単価で積算した金額で得ているからという理由で、新しい単価を用いずに改訂前の単価で発注しているところがあるようだ。また、新年度の工事発注で、単価が改訂された後に公告して発注しているにもかかわらず、発注には間に合わなかった、という理由で、改訂前の単価で発注している市町村もあるようだ。(10月・元請建設業者)
- 平成27年1月に策定した「**運用指針**」において、「**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。**」ことを明記するとともに、公共工事設計労務単価の改訂の度に、**地方公共団体に対して、新労務単価の速やかな適用を周知徹底**しているところ。なお、国土交通省直轄工事では、新労務単価の適用日以降に契約を締結する工事のうち、年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更することとしており、地方公共団体に対して、これを参考として適切な運用に努めるよう周知徹底している。

### 【歩切りの根絶について】

- ・ ある地方公共団体発注の複数工区の除雪作業(3年契約)の入札があったが、①作業内容の歩掛りが削られて積算されている。②歩切りが行われているのではないか。他の建設工事においても率こそ違うが、歩切りが行われている。(11月・元請建設業者)
- **品確法及びその運用指針は、「公共工事(国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事)」を対象としているところ、「建設工事」に該当しない除雪業務委託についてはその対象とはならない。なお、公共工事における歩切りについては、品確法に違反する行為であり、これを行わないよう繰り返し要請してきている。引き続き、歩切りの根絶に向けて取り組んでいく。**

## 相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	1
	② 歩切りの根絶	1
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	3
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	1
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	1
単価改訂後の請負関係に係る情報	⑫ 社会保険未加入対策	3
	⑬ 新労務単価関係	3
	⑭ 建設業法全般	11
	⑮ 元下関係	0
その他	⑯ その他	6

→ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

※上記①~⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

## 主な相談内容その2

### <品確法の運用指針に関する情報>

#### 【適切な設計変更について】

- とある地方公共団体発注の街路灯の設置工事で、監督職員の指示で設置したのに、「場所が悪いから撤去してあっちに設置しろ」などと指示が二転三転した上に、それに要する費用を変更で見てくれない。(10月・元請建設業者)
  - ある公共発注機関が、工事の追加の見積を提出しても、「予算がない」とか「前例がない」と契約変更に応じてもらえない。何年も前からであり、状況を変えたくて電話した。(12月・元請建設業者)
- 「発注者が、請負代金の増額に応じることなく、受注者に対し追加工事を施工させた場合」や「発注者の責めに帰すべき事由により工期が変更になり、工事費用が増加したにもかかわらず、発注者が請負代金の増額に応じない場合」は**建設業法第19条の3に違反するおそれがある**(「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」より)。また、「**運用指針**」においても、「**施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。**」こととされている。

#### 【施工時期等の平準化について】

- 公共工事の時期の平準化を進めてほしい。(11月・その他)
- 「**運用指針**」において、**公共工事の発注者は、「債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえ適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。」**こととされているところ。
- 国土交通省においては、平成27年度政府予算から、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について、施工時期等の平準化も踏まえ、国庫債務負担行為により2箇年契約とする取組(2箇年国債の設定)を開始する等、適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組を徹底することとしている。また、地方公共団体に対して、国土交通省等における施工時期等の平準化に係る取組などを参考として、債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に取り組まれるよう周知徹底している。**

## 相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① <a href="#">予定価格の適正な設定</a>	1
	② <a href="#">歩切りの根絶</a>	1
	③ <a href="#">ダンピング対策の活用の徹底</a>	0
	④ 適切な設計変更	3
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ <a href="#">適切な工期設定・施工時期等の平準化</a>	1
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ <a href="#">多様な入札契約方式の選択・活用</a>	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	1
単価改訂後の請負に係る情報	⑫ <a href="#">社会保険未加入対策</a>	3
	⑬ <a href="#">新労務単価関係</a>	3
	⑭ 建設業法全般	1 1
	⑮ 元下関係	0
その他	⑯ その他	6

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

## 主な相談内容その3

### <品確法の運用指針に関する情報>

#### 【その他、品確法に関する相談】

- ある地方公共団体の支払が請求書を送付してから約3か月後である。契約上は30日以内であると思われるが、品確法上問題はないか。(10月・元請建設業者)
- 一般論として、建設工事の請負契約の受発注者双方が、締結した請負契約を誠実に履行しなければならないこととされているところ。

なお、中央建設業審議会が作成し、国の機関や地方公共団体等のいわゆる公共発注者に実施を勧告している「公共工事標準請負契約約款」においては、受注者は工事の完成を確認するための検査の合格後に請負代金の支払いを請求することができ、発注者は請求を受けた日から40日以内に支払わなければならないとされている(第32条第1項及び第2項)。また、品確法(第3条第10項)においては、「公共工事の品質確保に当たっては、・・・公共工事における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、・・・」とされている。

### <公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報>

#### 【社会保険未加入対策について】

- 法定福利費の計算方法がわからない。(10月・下請建設業者)
- 法定福利費の額の算定のための作成手順書を策定しているので参考にしてほしい。  
(<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>)  
各専門工事業者団体においても、法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を作成している。  
([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000082.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html))
- 平成29年から社会保険に加入していないと下請に入れないと聞いたが、個人事業主で3人で事業を行っている場合も必要か。(11月・匿名)
- 健康保険と厚生年金保険は、個人事業主で常時使用する従業員が1～4人の場合は法的な加入義務はなく、各人が国民健康保険・国民年金に加入する。雇用保険は、個人経営の事業所であっても労働者を1人でも使用していれば適用事業所となり加入の義務がある。

#### 【新労務単価関係について】

- 公共工事の下請で、橋梁工事等を施工しているが、会社の労働者の賃金(日当等)を検討するのに、一般的な労務単価を知りたい。(12月・下請建設業者)
- 平成27年12月現在、公共工事の積算で採用している公共工事設計労務単価(H27.2)を参考として案内。  
([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html))

## 相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	1
	② 歩切りの根絶	1
	③ ダumping対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	3
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	1
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	1
契約に係る情報	⑫ 社会保険未加入対策	3
	⑬ 新労務単価関係	3
	⑭ 建設業法全般	1 1
その他	⑮ 元下関係	0
	⑯ その他	6

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

## 主な相談内容その4

### <公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報>

#### 【建設業法全般について】

・ 元請から管工事と運搬業務を請け負うが、運搬については施工体制台帳を作成する必要はあるか。(12月・下請建設業者)

→ 運搬業務は、建設業法上の「建設工事」には該当しないため、施工体制台帳を作成する必要はない。

・ 契約書を取り交わす前に着工することは、元請と下請のどちらが悪いのか。(10月・下請建設業者)

→ 契約書面の交付については、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として下請工事の着工前に行わなければならない(「建設業法令遵守ガイドライン(第4版)」より)。例えば、「元請負人からの指示に従い下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着手し、工事の施工途中又は工事終了後に契約書面を相互に交付した場合」は、(双方ともが、)建設業法第19条第1項に違反する。

### <その他の関連情報>

・ 労務費調査が届いているが、連絡先がわからないので相談ダイヤルに電話した。(10月・建設業者)

→ 調査票の記入内容に関する相談等は、調査対象通知の際にお伝えしている調査業務委託先の相談窓口へお問い合わせ願う。

([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html))

## 相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	1
	② 歩切りの根絶	1
	③ ダumping対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	3
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	1
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	1
単価改訂後の請負契約に係る情報	⑫ 社会保険未加入対策	3
	⑬ 新労務単価関係	3
	⑭ 建設業法全般	1 1
	⑮ 元下関係	0
その他	⑯ その他	6

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

※上記①~⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)